

舟石川・船場地区 村政懇談会

日 時：平成22年6月17日（木） 午後7時～9時

場 所：舟石川コミュニティセンター 会議室

参 加 者：村執行部（村長，副村長，教育長，理事（兼）企画政策部長，総務部長，福祉部長，経済環境部長，建設水道部長，消防長，教育次長，議会事務局長）

事 務 局（自治推進課長，課長補佐，自治推進課職員3名） 計16名

自治会長（船場区，舟石川1区，舟石川2区）

参加者：船場区…11名，舟石川1区…25名，舟石川2区…8名，

その他…22名

計66名

司会進行：船場区自治会長

1. 開会
2. 地区自治会長あいさつ（舟石川2区自治会長）
3. 出席者紹介（自治会長及び村執行部）
4. 村長あいさつ及び「平成22年度村政に関する説明」
5. 「自治基本条例の進捗状況」について（自治推進課長）
6. 地区自治会からの事前質問に対する回答
 - ① 平成21年度の事前質問に対する進捗状況の説明
 - ② 平成22年度の事前質問に対する回答（3問）

事前質問の回答に対する質問

○舟石川1区住民

自治基本条例についていろいろ説明をいただきましたが，自治会加入促進もそうなのですが，自治基本条例がお隣のひたちなか市寄りになっているような，策定委員会の原案からだいぶ後退している感じがしました。ここに集まっている皆さんは，それなりの思いがあって，いろいろな自治会活動に参加していると思います。自治基本条例は，やはり地区自治会が成立するよりも先行してなくてはならないのではないかと下から目線で見えて考えていました。

例えば，ルールの説明ありましたが，資源ごみの分別にしても，それを担っている一般の下の方で動いている住民から見ますと，結構負担になります。朝，6時30分からなのはいいのですが，その前に自治会に加入してない人だとか，そこを抜け道にしている人たちが，分別をきちっとしないでごみを放り投げていくのです。それを，我々くらいの年代であれば，分別し直して処理はできるのですが，今のようない経済状況の中で若い現役世代の人がなかなか分別の当番には立ち会えないのです。そうすると，中には杖を付いて90度腰が曲がったような方も雪の日も雨模様の日もやっています。そこへきて，自治会の加入率は落ちています。資源物の分別をきちんと出していない人は，だいたい自治会に加入していない人が多いのです。

舟石川・船場地区 村政懇談会

そのような部分もひっくるめて、ここにお集まりの自治会長や委員だけがやっているわけではなく、一般の常会の人がやっているのです。その中で、住民と行政と議会の三者の協働であるべきだとは思いますが、策定委員会の方から自治基本条例の中に盛り込んだ、もし万が一、行政が議会が住民が一生懸命汗を流していても、「ちょっと変な方向に行っているぞ」といった場合に、住民投票なりアンケートなりを請求できる部分は全部取ってしまうというようなことが議会の方から出ていると思うのです。先ほど課長の御説明を聞いていると、住民と協働はいいのですが、ごみの分別などでも、東海村から比べると、私は県北を網羅しているようなグループで活動しているのですが、お話を聞いていると、ひたちなか市の分別状況は本当にひどいそうです。東海村の分別を一度見てもらったのですが、こんなにきれいにできているところは、ひたちなか市ではないそうです。なぜ東海村ではきれいにできているのかを考えていただきたいのです。

協働の協力の協でなくて、「共に動いて、共に住みやすい地域をつくっていく」というのであれば、我々住民も微々たるものですが、納税義務もきちんと果たしています。その挙句、行政と一緒にお手伝いをする、自分たちの意見を述べる、そういう行動を今ここにお集まりの人だけでなく、次の現役世代にもバトンタッチしていこうという中では、自治基本条例というのが、少々議会の抵抗があったからといって、「少し後ろを向いているのかな」と、先ほどの課長の説明を受けて思いました。そういう危惧の念がありましたので、そういうことがないようにお願いしたいと同時に、村政懇談会のみではなく、もう少し我々一般村民に情報を開示していただきたいとお願いいたします。

○自治推進課長

決して後退するつもりはありません。がんばって進めていきますので、よろしくお願いいたします。

7. 自由質問

○舟石川1区住民

今、困っているというか悩みを抱えています。ごみ問題から発生する自治会加入の件です。

私の住んでいる前の家の方に今、何軒も住宅が建ち並びました。今も現に2軒建てている状況です。その1年半ほど前に住み始めた方が、「民生委員さんですね」ということで、5月中頃にお見えになりました。そのときに、自治会に入って班に入っ
て、ごみ置き場を使わせていただきたいという依頼がありました。班長にお話をしましたが、「上谷原地内に住む者でこの班は運営する」という項目が規約にあるそうで、「やたら入れられない」という返事でした。その方に聞きましたら、地番は上谷原になっているということなのです。

舟石川・船場地区 村政懇談会

それで、何軒か建っていますから、その中で新しい班を作っていただくかということなのですが、何軒かの中でも、船場から来ているから船場に行っているからゴミ問題は関係ないですとか、住所をまだ移してないですとか、ごみ焼却場に直接持っているから心配はないですから班は作らなくていいです、という返事なのです。まとまりませんので困っております。相談を受けても、なかなか新しく越してきた方に十分なお話ができないで困っております。自治推進課でいい案があったら教えて欲しいですし、今日が無理なら後の機会でも結構です。

○舟石川1区住民

舟石川近隣公園は素鷲神社のところで、面積は10丁歩くらいで、西地区では一番広い公園になると思います。ごみの問題も含めて、駐車場を作れば、駐車場のところにごみを持っていけると思います。公園の中にごみを持っていくと、車は道路に停めたままになってしまいます。狭い道路に停めては危なくて朝どうにもならないという現象が起きています。駐車場とごみ集積の場所を共同で考えていただきたいです。

もう1点は、都市政策課の方で、自分たちで決めてから示すのではなく、我々の意見も聞いて、役場の行政財産をゲートボールに貸したりしていますが、そのようなものを暫定的にもっとやってもいいと思います。あの方たちは一番トイレで困っています。笠松まで行けばあるのですが、舟石川1区の西の方には何にもないのです。その点について何か考えていただけるのでしょうか。

○建設水道部長

先ほど、舟石川近隣公園の面積は約1万平米とお話しがありました。正式には、1.2ヘクタールございます。それから、公園整備の手法ですが、現在村では駅東地区の公園整備を行っています。公園整備につきましては、地域の自治会長、常会長さんにお集まりいただいて、事前に案内ですとか、アンケート調査ですとか、素案の詰めといたしますか計画の段階から入っていただいています。3年位前からそのような形を取っております。地域の方に協力いただきまして、できれば「簡易な清掃や草むしりは地域にお願いしたいな」と考えていますので、計画の段階から地域の方に入らせて進めています。第3公園を一時資源ごみ置き場に使用していただいたことがあります。確かに児童生徒の通学路に面したところに車が停まっていた。安全性が非常に危険だということで、地域の方から別のところへと提案がありました。駐車場を全面的に整備することは考えてはおりませんが、必要最小限で、子どもたちの歩行に影響がない程度には準備していきたいと思います。駐車場だけでなく、駐輪場、トイレも同様に考えます。具体的な内容につきましては、計画の段階で地域の方に声をお掛けしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○舟石川1区住民

一般村道の全体的な整備計画についてですが、私も建設環境部会に入ってから、自転車、部員のところを文書配布が回っています。砂利道等はほとんどなくなり

舟石川・船場地区 村政懇談会

ましたが、危険箇所が何箇所かありますので、村に要望事項として出すように進めております。自転車で一番困るのは砂利道なのです。ほとんどなくなったとは言いません、6号国道の西側にはまだ何箇所かあります。例えば、私の家の前も砂利道です。特に、私の隣の方は80歳くらいになるのですが、道路を手押し車で歩いています。砂利道だと車輪が小さいので非常に難しいです。そういった面では、高齢者に優しくはなっていません。今までに何回も自治会長を通して要望しておりますが、「道路が狭いから舗装はできません」それだけです。道路が細くても、高齢者に優しい道ならば、広くしなくても構わないのではと思います。逆に車がゆっくり走ってくれて、危険じゃないのかなと思います。その辺をぜひお願いしたいのです。「舗装は、4メートル以上じゃないとダメと言われました」。どうすればよいのですか。と聞くと、「使う人が1メートルずつ寄付するようお願いします」と言われましたが、村道の管理がそれでは困ると思います。その点の説明お願いいたします。

○建設水道部長

必ずしも、4メートルでなくてはならないとは考えておりません。私が前に建設課にいたときに、何回か自治会要望として上がってきた路線と記憶しております。通り抜けができない道路ですかね。

○舟石川1区住民

JCOができたときに切られました。

○建設水道部長

4メートルないから舗装できないというようなこともあるかもしれませんが、通り抜けできないところは、当時は採択されなかったと記憶しております。今はすぐに実施するというお話はできませんが、現地を見させていただき前向きに検討させていただきます。3、4年前にも要望が出たことを思い出しました。

また、1メートルを寄付しなければならないという話は違います。制度が変わりまして、後退用地、4メートル以下の道路では、例えば1、8メートルの道路ですと、それぞれ両側に1、1メートルずつ、道路用地として後退する義務が建築基準法であります。この用地につきましては、現在は村で買い取る制度を設けておりますので、お話を道路整備課にいただければ、予算の範囲内で対応しております。ぜひそのような情報をお寄せいただければと思います。寄付の制度は現在とっておりません。

○舟石川1区住民

先ほどお話された方の隣に住んでおります。散歩しているコースに、農業専用道路があります。我々が住んでいるところよりはるかに立派な道路です。そのような簡単な舗装でいいですので、していただけないかなと、本当に困っていますので是非ともよろしくお願いします。我々のところだけでなく、説明でもありましたが、今年度取り組むとありますが、実際にいつ取り組むか分からないので、是非とも我々が元気なうちによろしくお願いします。

舟石川・船場地区 村政懇談会

○船場区住民

（地区自治会からの事前質問に対する回答の）4ページの一般村道ですが、回答を見ると、ここに、車から人へと大きく転換を図りたいと書いてあります。考え方は分かりますが、船場ですと村の中心からかなり離れています。生活のために車は欠くことができません。私の住んでいるところはマラソン道路から入ると、道幅が2メートル以下で、私の車でギリギリです。大型車では通行できません。できることならば、2メートル弱の村道の幅を広げて欲しいというお願いです。

それと、マラソン道路からその村道に入ると、10メートルくらい直線なのですが、直角に曲がっております。車は直角には曲がれません。そんな村道なのです。今の状態は土地を持っている人が管理していない状態です。個人の土地を大型車が入ってきています。だから何とか通行できる状態です。その辺を一般村道の計画の中に是非入れていただければありがたいと思います。

○建設水道部長

場所を確認していませんが、路線をこれからつくる「道づくり基本計画」に入れていただきたいと聞きましたが、この計画は道路の持つ特性、例えばマラソン道路、船場寺内線などの幹線道路、それから船場地区の中にある合計2メートルに整備された道路ですとか、道路の種類ごとにここは歩道整備を優先していくとか、基本的な方針を決めていくもので、この路線はそれに位置づけさせられません。

そういう整備手法をどのような形でやっていくかというのがこの基本方針で示していければと思います。それに基づいて各地区の要望、行政として考えていなければならない道について年次計画で位置づけしていくということになるかと思います。砂利道である理由は、明確にお答えできませんが、マラソン道路から笠松に行く道ですか。そこのクランクのところかなと思いましたので、その先に家は1軒、2軒ですと、なかなか拡幅の採択が難しい状態です。

○船場区住民

もう宅地としてはあるわけですね。宅地として買っていますから、そのような状況では家は建たないです。

○建設水道部長

家が建ち並べば採択されるかと思います。

○船場区住民

逆ですね。道があって、家を建てます。そのような状態で、村は宅地に許可をしたのですから。

○建設水道部長

村が許可したからではなく、住んでいる方が土地をお求めになって、要件が備わったから建ってきたということです。村はそういう方々のたくさんの要望を受けて、昔は細かったけど、今は生活道路として使われているというのが現状です。そういった

舟石川・船場地区 村政懇談会

所の拡幅要望が出ているのが現状です。現地を確認させていただきたいとは思いますが、私も村政懇談会の前に各自治会長の要望から出てきた箇所は全部回ってきました。その中の1件かと思いましたが、お話をさせていただきましたが、自治会長からの要望で状況としては把握しております。と、いうことだけここではお話をさせていただきます。

○舟石川1区住民

7月4日にある富士神社の清掃の件です。消防に関係があると思います。実は、7月4日に整備をやりますと自治会長から通達がありました。通達には、「一切清掃したごみは燃やせない」と、「平成13年からその規制が始まった」とのことでした。それは分かりますが、昔は消防署に許可を得て、清掃したものは、富士神社ばかりではないと思いますが、境内で燃やしていました。これは消防署に届け出れば、燃やせるという話でした。今回は通達で、消防法でそれが分かると、5年以下の懲役、1000万円の罰金です、ということでした。今までは、なかったのですが、その辺のことをお聞きしたいです。今後そういうことがあると、どこの神社でも清掃作業があった場合に、全部可燃ごみとして出さなければならないのか、お伺いします。

○消防長

消防ではそのような罰金は一切ございません。経済環境部の野焼きの禁止ではないかと思えます。消防法的には罰金は一切ございません。

○経済環境部長

消防も絡みますが、法律で野焼きは禁止になっています。ただ、文化的な行事ですとか、キャンプファイヤー、火事と間違えるので消防で許可をもらいますが、罰金があるとは聞いておりません。事前に燃やすというのであれば、許可になる事項もあります。正月に飾り物を燃やすなど、地域の行事に絡んだものということで、消防の許可が必要です。許可が下りるかどうかは分かりませんが、その通達を見せていただき、確認させていただきたいです。

○舟石川1区住民

舟石川1区では、環境を中心として区内の主要道路の街路樹の整備や花の植栽をしております。年2回ずつです。計画書を持って環境政策課に行ったところ、今年は今まで支給されていた物の一部が支給されませんでした。どういうことなのか説明していただきたいです。

○経済環境部長

環境政策課では軍手、ゴミ袋を配布しているのが一般的でした。一部というのはどういう形か事情を詳しく確認してからお答えしたいと思えます。

○舟石川1区住民

ゴミ袋は頂きましたが、軍手は支給できませんとのことでした。

○経済環境部長

ここでは回答できませんので、調べさせていただきます。

舟石川・船場地区 村政懇談会

○舟石川1区住民

微々たる予算なので、その辺を聞きたいです。

○総務部長

役場の共済会でも軍手は1回ごとに捨てていましたので、ごみが増えるということで、何回か使うように指導しており、今年から軍手が支給にならなかったのかなと思っています。職員に対しては自分で持ってきた物は何回も使えるようにということで、今年から支給はしておりません。

○舟石川1区住民

これからもずっと続きますか。

○総務部長

ごみになるので、自分で持ってきたものは洗ってまた使ってくださいというようにしています。1回ごとに捨てていましたが、「ごみになるのでやめましょう」ということで、役場の共済会では徹底しております。

○舟石川1区住民

文書で流してもらわないと会員も分かりません。いきなり言われましたので、今回は自治会の費用で賄いました。

○総務部長

担当課に周知するように話しておきます。

○舟石川1区住民

自治会に入らない人は、ごみを焼却場に持って行っているから問題ありません、という返事が多いです。それはいつまでも続くものなのでしょうか。広域になると、ひたちなか市というお話も聞いていますので、そのことをお話ししておりますが、受け止めてもらえないです。今現在行っているので問題ないとのこと。これも周知徹底していただければいいと思います。近いうちに、もうごみ焼却場では受け取れなくなるので、地域で考えるというような方向に持っていけるように行政で御指導をお願いします。

○経済環境部長

ごみの問題はいろいろな方から話が出ているということは、難しくてスパッとした解決法がないということだと思います。今はごみ焼却場へ自分で持って行けば、20キログラムまでは無料で受け付けています。それをいとわない方はいいのかもしれませんが、足がない方なども出てくるとは思います。そういった高齢でなかなか動けない、代わりに出す方もいないという方に対しては、条件が揃えば、ゴミゼロ推進課の職員が自宅まで行って回収しているところもあります。しかし、それが増えてくると、フォロー体制も考え直さなければならなくなってきます。

新しくできるひたちなかのごみ焼却場に運んでいくにしても距離が長くなって負担が増えます。平成24年の4月から状況は変わることになってまいります。他の日

舟石川・船場地区 村政懇談会

立市やひたちなか市で歩道にごみを置いてネットをかぶせていますが、あれは厳密には違反なのです。どこの市でも行っていますが、問題が解決しないので、黙認という形だと思います。道路法上から言えば違反です。黙認しているほど、東海村ばかりでなくどこも困っています。なかなか解決方法が見つからないということです。

ごみを捨てるには常会に入らなければならない所もあり、90%の加入率の所もあります。それも別の問題があるかと思います。近隣も四苦八苦しているのが現状だと思います。自発的に自治会活動にスムーズになるのが一番理想的だとは思いますが、それを模索しているのが村の状況だと思います。

常会に加入して捨てられるようになる地区もあるとのこと、上谷原地区はかなり広いですね。その辺でフォローしていただければいいのかなとは思いますが、常会が多くなって動きが大変になるのも一つの問題かとは思いますが。その常会を2つに分けなければならないこともあります。10軒新しい人がいれば、取りにいけますという方法を取っていますが、いろんな方法組み合わせて対処していくという形が今の状況です。皆さんの相談にのりますので、一緒に考えていきたいと思っています。

○舟石川1区住民

東海橋の下で洗濯機やタイヤなどを無償で受けてくれます。村との関係は分かりませんが、正式なルートで行えば有償で処分するものを引き取ってくれるのは、村との関係ではどのようになっていますか。

○村長

村とは一切関係ございません。商売が成り立つのかどうか、法律に違反していないのかどうか分かりません。

○舟石川1区住民

地区自治会で、安全安心部会に所属しております。カーブミラーを立ててほしいとの要望が出てきます。村としては「地権者の許可を取ってほしい」ということですが、それが問題です。いろいろ説得はしています。一部庭を貸していただいて、カーブミラーを曲げて立てる方法ですとか、畑に立てると耕耘機が曲がれなくなるから立てられないですとか、非常に場所の選定が難しいのです。たまたま1件は地権者が好意的に貸してくれて、庭から塀にかけて敷地内に入れていただいてカーブミラーを立てました。もう1件は、駅西の道路をふさいで車が入らなくなったので、あまり要望が出てこなくなったのですが、それはたまたまです。今後ともカーブミラーの依頼があった場合に、100%皆さんの要望に応えかねられません。承知しておきたいと思っています。

○船場区自治会長（司会）

御意見として、承ります。

○舟石川1区住民

地区社協を担当しております。会議の中で出てくる話です。ふれあい食事会を行っ

舟石川・船場地区 村政懇談会

ております。当初はかなりの方が出席したいと申し込みがありましたが最近はかなり減ってきております。理由を分析すると、迎えがなく会場まで自分で行くのができないということです。あとは、家族と同居、家族で健常者がいる場合には参加できないという制限があります。そうしますと、参加する人がある程度決まってしまう少なくなっているというのが現状です。もう少し人数を増やすためには、健常者の家族であっても参加できる人は参加できる、という枠を広げると、介護予防の観点からも、役に立つのではないかと思いますので、是非検討をお願いしたいです。

○福祉部長

ふれあい食事会ですが、地区ごとに行うものと、食事配達のサービスがあります。概ね65歳以上の一人暮らしの方、それと高齢者のみの世帯、または障害手帳を所有している方などが対象でして、希望者が地区の民生委員に申請して参加できるという形です。その辺も確認いたしまして、みんなが参加できるような体制、やはり楽しく暮らすということですので、検討していきたいと思います。

○舟石川1区住民

私も見直ししていただいた方がいいかと思います。今のは最初からの規制ですので、その枠を広げるか、緩和するか、見直ししていただきたいのです。お迎えに行ってもダメ、自分で会場に来て自分で帰れる人でないとダメ、という規制もありますので、その辺も見直ししていただければ。駅西からここまで来るのは大変な方もいるわけです。そういう方をフォローするには、やはり何人かを車で回って迎えに行っておけるとか、雨の日は特に大変ですので、緩和する規則をつくっていただければありがたいと思います。

○福祉部長

見直しをしていきたいと思います。そして、担当課と周りの方たちの話を聞きながら進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○舟石川1区住民

先ほど建設水道部長からお話がありましたが、水神堂のサワギキョウが絶滅に瀕しております。私が見た中では、絶滅に等しい状況にありますので、できるだけ早くお願いしたいです。用地の自然環境生態系の保全という観点から保全配慮地区の候補地として位置付けされておりますとのことですが、位置付けだけでは、本当に絶滅してしまうと思いますので、極力早くよろしくお願いします。

○建設水道部長

保全配慮地区に想定できる地区として位置付けしております。位置付ける作業をこれから行いますが、緑化審議会の中で議論していただいて、最終的な結論になります。その後の保全活動が一番重要です。地域で緑地保全、親父の会のピオトープみたいに団体をつくっていただいて、継続していただかないと、村で指定して村で全部保全となると専門的知識も必要ですし、地域では環境自治体会議で勉強した方で知識豊かな

舟石川・船場地区 村政懇談会

方もおりますし、そういった方を中心に地域で活動できる組織を是非作っていただきたいと思います。

○船場区住民

水神道のサワギキョウの絶滅の話がありましたが、私は昨年度まで地区委員会の建設環境部会長をやっておりました。部会としては種を秋口に採取しまして、プランターに種をまいて、芽が出たのを新しいところに戻すことをしております。船場のアジサイ園の隣やビオトープ、場合によっては水神道に戻すなどを考えています。去年は戻そうと思いましたが、幸いにして増えてはいませんが絶滅はしていません。絶滅しそうになったら、種を蒔いて移植したいと考えております。

○舟石川1区住民

先ほど、候補地を取るという話がありましたが、それは明確にそういう方針ですか。

○建設水道部長

緑の基本計画の中で、想定できる候補地として位置付けしております。それは、その方向で実際に想定している地区は、水神道のほかに舟石川のビオトープ、細浦の天神山、絆と中央地区の間の谷津田、新川とJ-PARCの間の緑地です。それ以外にも各地区で保全活動を実際にやっているところもあります。その点は今年作る実施計画で把握して調整していきたいと思います。候補地としては優先的な位置にあります。

○舟石川1区住民

地区への支援方法がありますが、候補地に対しての支援はないようです。候補地を取るための条件として、地域に根ざした活動団体の形成が前提となるのか、あるいは、支援に対する前提となるのかははっきりしていません。

○建設水道部長

今おっしゃられたように、候補地になるための条件は、何点かございます。団体形成がされて継続的な活動がされている地区という項目が入っております。先ほどサワギキョウの話が出ましたが、少なくとも1年は行ったが後は知らないのでは指定した意味がありません。最低でも5年間という基準は設けております。サワギキョウの水神道については、環境自治体会議を行ってからを数えれば、それくらいの期間になっています。是非継続していただきたいということを行政からも強くお願いして、是非候補地になるような形にしていただければと思います。

8. 閉会